

新木駅南側区画整理事業について

土地区画整理事業とは、都市計画区域内の道路や公園が不足している場合や、形状が不整形で有効利用しにくい土地がある場合、土地所有者から土地面積や位置などに応じて、土地を提供してもらい、道路や公園などの公共施設用地等にあてることである。新木駅南側土地区画整理事業は、昭和47（1972）年2月1日に決定し、平成2（1990）年度から平成20（2008）年度に施工された。

参考資料：新木駅南側区画整理事業について <関連資料>			
番号	資料のタイトル	請求記号	該当ページ
1	広報あびこ	A318.6	昭和45年から平成20年までの間に数か所記述あり。
2	我孫子市生活環境図集〔1〕 1982	A318.0	P5 土地利用に関する法規制 P8 開発行為
3	我孫子市生活環境図集 II 1989	A318.0	P5 土地利用に関する法規制 P6 都市計画図 P7 開発行為
4	我孫子市生活環境図集 III 1998	A318.0	P5 土地利用に関する法規制 P6 都市計画図 P7 開発行為
5	我孫子市生活環境図集 IV 2014	A318.0	P5 都市計画図 P6 土地利用に関する法規制 P7 開発行為
6	我孫子市埋蔵文化財小報 第7集 新木南遺跡 発掘調査概報	A210.0	P3~4
7	我孫子市埋蔵文化財報告 第69集 新木南部遺跡群 I	A210.2	P1~2 P55

<関連ホームページ>

○我孫子市ホームページ > 市政情報 > まちづくり > 土地区画整理事業 > 区画整理事業箇所図

▶ 新木駅南側土地区画整理事業 箇所図

施行者	都市計画決定 年月日	事業許可 年月日	施行面積 (ヘクタール)	施行年度	換地処分公告日
組合	昭和47年2月1日	平成2年6月1日	55.80	平成2年～ 平成20年	平成18年10月6日

○我孫子市ホームページ>市政情報>まちづくり>土地区画整理事業>土地区画整理事業による換地図を「あびまっぷ」で公開しました。